外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター　第 131 号
2025 年 8 月 15 日発行

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18　日本キリスト教会館 52 号室　RAIK内
電話（03）3203-7575　FAX（03）3202-4977　E-mail：raik.kccj@gmail.com
郵便振替：00190-4-119379　口座名称：外キ協
ホームページ: http://www. gaikikyo.jp

●第 21 回＜移住民＞国際シンポジウム閉会礼拝（2025 年 6 月 10 日）●

小 さ く な れ

《ルカ 23:50～56》

●松坂　克世

（日本バプテスト連盟在日・日韓連帯特別委員会／静岡キリスト教会牧師）

わたしの姪のひとりは、重度の障がいがあります。24 時間、誰かの手を借りなければ生活することはできません。でもその姪の両親は何とか人並みの生活をさせてやりたいと、同じように障がいを持つ人たちを募って、グループホームを開所し、自らその運営にあたっています。彼女たちは言葉を発することはできません。また自力でどこかへ行くこともできません。意思というものがあるのかと思われるのですが、好きな食べ物があり、好きな歌があり、好きな人がいます。ほんの小さな日常をとらえ、生活することの大変さと豊かさを味わっています。わたしはその姪に影響され、どんな人も神さまに造られた存在であることを学びました。

今日の聖書の個所は、四つの福音書すべてにある物語です。主イエスの十字架の出来事と共に、埋葬されることもまた聖書は重要な出来事として書き続けています。アリマタヤのヨセフという議員は、善良な正しい人で、同僚の決議や行動には同意しなかった、とあります。あの晩、最高法院での判決からその同じ夜のうちにピラトの公邸へと連行され、集まっていた群衆が大勢の人となってイエスを十字架につけろと叫びました。その声はもう誰の声をも寄せ付けませんでした。そこにいる誰もが間違っていないと信じていました。

しかしヨセフは同意していませんでした。こんなのおかしい。おかしいに決まっている。殺せなんて叫んではいけない。でもこのヨセフも真正面からは反対できずにいたのです。小さくなるしかなかった。いつその矛先が自分に向かうかもしれない。でもこの人はこの人の仕方でイエスに従うのです。ピラトに会いに行きます。誰もができることではありません。最高法院を構成するメンバーであり、その場にいたからこそ総督であるピラトに会いに行き、イエスの遺体を引き渡してくれるようにと願うことができたのです。

それから、あの兵士たちが力任せに打ち込んだ釘を抜きにかかります。どうしてこんなことになってしまったのか、涙と嗚咽のような苦しみの中で、自ら返り血を浴びながら、一心不乱に釘を抜くのです。自分には経験できないような苦しみを主に負わせた悲しみと、もう二度とこのようなことが起きないようにと神に祈りながら、その死体を丁重に葬るのです。

十字架につけろ、と叫んだ群衆の中に確かにわたしはいました。大勢と化した群衆は自ら立ち止まる力をも持ち合わせていなかったのです。その大勢の中でわたしも叫んでしまったのです。そしてピラトのもとに進み出たヨセフと共にわたしもそこにいました。何とかその遺体だけでも引き渡してくれるように乞い願ったのです。血がいっぱい出て皮膚はた

だれ、骨は粉々に砕かれ、それでも抜けない釘に自らの罪の深さを知りました。

ヨセフはこの後どうなったのか聖書には書いてありません。なので想像するしかありませんが、でもきっとこの出来事はヨセフにとって忘れられない出会いと出来事となったでしょう。大勢になってはならないと、むしろ小さくなれと伝道したかもしれません。そしてどこへ行ってもこのことを証ししたでしょう。自分の無力さと共に、そのイエスを復活させた神の大いなる力を。むしろ小さくさせられている人たちにこそ、神の力が豊かにあらわされることを。

わたしたちも確かな思いと共に、ここからみ言葉に押し出されて行きましょう。

2025 年／第 21 回 「韓・日・在日教会≪移住民≫国際シンポジウム」

6月9～10 日、「韓国基督教教会協議会（NCCK）教会と社会委員会」と「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）」は、ソウル第一教会で第 21 回≪移住民≫国際シンポジウムを開催した。「移住者の嫌悪に対抗する教会の生命・平和活動――東アジアの平和と移住民の人権」という主題のもと、韓国から 24 人、日本・在日教会から 18 人が参加。開会礼拝のあと、次のように講演と発題がなされた。

- 主題講演：朴倞泰さん（聖公会大学校教授）「ヘイトと差別の情緒の中での移住者の人権の現状と課題」
- 特別講演：李清一さん（外キ協共同代表）「韓・日・在日教会の連帯の歴史と未来への課題」
- 発題１：朴京曙さん（仁川外国人労働者センター）「移住者差別とヘイトを克服するために」
- 発題２：森小百合さん（外キ協基金運営チーム）「＜難民いのち基金＞がめざす日本社会と教会」
- 発題３：張昌元さん（烏山移住労働者センター）「差別とヘイトの事例を中心として見た移住民の宣教現場」
- 発題４：佐藤信行さん（外キ協事務局）「植民地主義の克服と外国人住民基本法」
- 閉会礼拝：松坂克世さん（日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会）

日韓それぞれ宣教現場から４つの発題がなされたが、李清一さんの特別講演と朴倞泰さんの主題講演は、これまでの歴史を踏まえながら、現在の混沌とした状況のなかで、私たちがめざすべき共同課題を提示してくれた。

そして、最終日に次のことを確認した。

１）私たちは、植民地主義と覇権主義の誤った歴史を直視して、東アジアと世界の和解と平和をめざします。とりわけ東アジアの平和における大きな桎梏は朝鮮半島の南北分断であり、私たちは南北朝鮮の完全なる解放と平和的統一をめざします。また私たちは、日本政府に対して明確な謝罪と戦後補償を実行するよう求めていきます。

２）私たちは、閉鎖的で排他的な難民政策、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムを放置している日韓両政府に対して、人種差別撤廃法の制定と、難民認定制度など外国人法制度の抜本的改善を求めていきます。

３）私たちは、共同の取り組みを進めるため、また日・韓・在日教会の相互交流を深め励まし合うため、今後とも定期的に≪移住民≫国際シンポジウムを開催していきます。

●第 21 回＜移住民＞国際シンポジウム特別講演（2025 年６月９日）●

韓・日・在日教会の連帯の歴史と未来への課題

●李　清　一

（外キ協共同代表／在日韓国基督教会館＜KCC＞名誉館長）

はじめに

私に与えられたテーマは、「韓・日・在日教会の連帯の歴史と未来への課題」であります。まず在日韓国・朝鮮人問題の当事者としての在日教会（在日大韓基督教会）についてお話し、続いて韓・日・在日教会の交流と在日韓国・朝鮮人問題への取り組み、そして「国際シンポジウム」について概観し、今後の課題について述べたいと思います。

1. 戦前（解放前）の在日大韓基督教会

在日大韓基督教会（以下「KCCJ」）の宣教の始まりは、日本による韓国併合の２年前の 1908 年です。東京に来ていた留学生を中心に、在日東京朝鮮基督教青年会（現・在日本韓国 YMCA、1906 年設立）においてもたれていた聖書研究会や礼拝から教会が設立されました。

1912 年には、朝鮮にあった長老教会と監理教会の宣教合意により、教会名を連合イエス教会（現・在日大韓東京教会）として、両教会が日本における宣教の働きを協力して行なうようになりました。このように KCCJ は、当初よりエキュメニカルな合同教会として出発しました。

第１次世界大戦（1914～18 年）後、日本経済の景気がよくなるにつれ、労働力が不足します。日本資本主義は、日本人労働者よりも更に低い賃金と劣悪な労働条件を強制できる植民地労働力として朝鮮人の日本本土への移住を要求します。この頃から日本の植民地政策により朝鮮で生活できなくなった朝鮮人が労働者として日本に渡ってきました。渡日した朝鮮人は、特に東洋のマンチェスターと呼ばれた関西地域（大阪、兵庫、京都）を中心に、全国に居住するようになります。これにともなって朝鮮人への伝道も、留学生から労働者へ、東京から全国へと拡がりました。その結果、東京に続いて神戸、大阪、横浜、京都、九州、愛知、北海道にも教会が設立されました。

1925 年 10 月、在日朝鮮人への宣教は、前年設立された「朝鮮イエス教連合公議会」（現・韓国基督教教会協議会、NCCK）内に設置された「連合伝道局」によって担われることとなりました。この関係は NCCK 解散の 1938 年まで続きました。1927 年 10 月より、カナダ長老教会が宣教の責任を担い教勢が大きく成長します。

1934 年２月 21～23 日、大阪東部教会（現・大阪教会）において、第１回大会が牧師９名、教会代表９名、宣教師（L. L.ヤング）の出席で開催されました。大会において、在日本朝鮮基督教会憲法（含信条）と大会規則が採択され、「在日本朝鮮基督教会」が創立されました。

1936 年 11 月、日本基督教連盟（現・日本キリスト教協議会、NCCJ）に加盟します。加盟に際して、名称にある「在日本」が問題となり、「朝鮮基督教会」と改称して加盟が許可されました。

1940 年４月の宗教団体法施行を控えて「（在日本）朝鮮基督教会」は、長老派の日本基督教会との合同または協調を申し入れますが、結果は日本基督教会による「（在日本）朝鮮基督教会」の「併合」となりました。

1941 年６月の日本基督教団成立時には、第１部に日本基督教会の一部として加入します。

これらの日本教会との関係は、戦前期の関係が反省され、1984 年に日本基督教団との「協約」締結、1997 年に日本キリスト教会との「宣教協約」の締結となりました。

Ⅱ. 在日韓国･朝鮮人と日･韓･在日教会の連帯

１．戦後（解放後）の在日大韓基督教会

1950 年 4～5 月、KCCJ の呉允台総会長と兪錫濬常務が戦後初めての公式訪問団として韓国訪問を行ないます。韓国 NCC への加盟を申請しますが、「在日大韓教会は、日本にあるので、日本 NCC への加盟が良い」とのアドバイスを受けます。

1956 年３月､日本キリスト教協議会（日本 NCC）へ加盟が承認されました。

1959 年３月、在日本韓国基督教青年会（現・在日本韓国 YMCA）と KCCJ との連名で、在日同胞の北朝鮮帰国問題に対して「声明書」を発表しました。文中には日本国民への要望として､「過去において、日本国の建設に生命的犠牲を提供せし在日韓国人に対し、人道的見地より差別的待遇を撤廃し、優越感を捨て、真の愛情と友好を持っての生活の安定を保証し、社会保障と就職、就学、金融、厚生の道を開き、真の人道的精神を斯かる具体面に於いて発揮されることこそ、韓日両国民の過去一切の感情を取り去る真の友好関係の礎となる人道的緊急事であることを信じ、これを切に要望する」とあります。

1968 年、KCCJ 宣教 60 周年に際して、標語「キリストに従ってこの世へ」、副題に「在日大韓基督教会に革新を」､「在日同胞社会に変革を」､「世界に希望を」を策定し、その実施のために 1970 年「在日韓国基督教会館」（KCC）を大阪に、1974 年「在日韓国人問題研究所」（RAIK）を東京に、1983 年「西南 KCC」を福岡に設立しました。

1969 年４月､「出入国管理法案反対声明書」と「靖国神社法案反対声明書」を発表しました。

KCCJ の「出入国管理法案反対声明書」の発表が契機となり、関西地域において同年６月に「出入国管理法案反対キリスト者国際連帯会議」（代表：兪錫濬、妹尾活夫）が結成され、取り組みがはじまりました。この運動は、同年９月に「在日外国人の人権を守る会」（代表：妹尾活夫）に引き継がれ、日本におけるキリスト教会の在日韓国・朝鮮人の人権確立運動の端緒となりました。

1970 年 10 月､「在日大韓基督教会の社会的責任に関する態度」が表明されました。

1974 年 5 月、KCCJ は、日北米宣教協力会（JNAC）と共催し､「マイノリティ問題と宣教戦略」国際会議を京都と大阪を会場に開催し、アジア、世界の教会に対し、マイノリティの人権問題が今日におけるキリスト教会の宣教課題であることを訴えました。

マイノリティ国際会議は、第２回を 1994 年に京都で開催し、第３回を世界教会協議会（WCC）の協力のもとに、2015 年に東京で開催されました。この国際会議を契機に、2017 年に日本のプロテスタント諸教派の協力で「マイノリティ宣教センター」が東京に設立されました。

1977 年４月、KCCJ 社会局主催の第１回「在日韓国人の法的地位問題シンポジウム」が実施されました。第２回目の 1980 年５月より、社会局、KCC、RAIK、西南 KCC の共催で「人権シンポジウム」として開催されています。このシンポジウムには日本の諸教会の参加も呼び掛けています。

２．日本教会の韓国教会との交流、在日同胞問題の取り組み

1965 年９月、KCCJ の仲立ちで、日本基督教団議長の大村勇牧師が、韓国基督教長老会（基長）第 50 回総会に来賓として招待され、通訳者の李仁夏牧師（KCCJ）と共に訪韓されます。しかし、総会では、日本基督教団代表のあいさつに疑義反対の声があがり、３時間もの議論の末、表決され、１票差で挨拶を受けることになりました。大村牧師は挨拶で､「36 年間の日本統治下で日本政府及び国民が犯した政治的、人権上の罪悪につき日本教会として深く悔い改め心からの謝罪」をされた。挨拶後、総会代議員や傍聴者のスタンディング・オベーションを受けられます。李仁夏牧師は、この光景を「これはキリストの約束した聖霊の現存の証しであり、私は現場でそれを目撃できたことを幸いに思った」と述懐されています。この大村牧師の公式訪問は、その後の日本の教会の韓国教会への関わり方に大きな影響を与えました。

1967 年３月､「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」（戦責告白）が、日本基督教団議長鈴木正久名で発表されました。

1967 年６月、日本 NCC に「少数民族問題委員会」（現・在日外国人の人権委員会）が設置されました。

1972 年６月 26～28 日､東山荘にて日本 NCC 在日外国人の人権委員会が主催する「日本人問題としての在日朝鮮人問題」セミナーが開催されました。

1973 年７月 2～5 日、ソウル・アカデミーハウスにて、第１回日韓 NCC 教会協議会が開催されました。共通課題として「在日朝鮮人問題」「朝鮮人被爆者救援の問題」「靖国神社問題」「観光客問題」「平和のための歴史教育の問題」等が最も重大かつ緊急な問題として討議されています。

1974 年１月 15 日、「韓国問題キリスト者緊急会議」が有志の会として発足（代表：中嶋正昭）します。韓国問題キリスト者緊急会議は声明を発表し、具体的行為として、韓国における民主化闘争への連帯および在日韓国（朝鮮）人の人権を擁護する行動を表明しています。

1977 年 11 月 21～24 日、日本 NCC と KCCJ の共催で「在日外国人の諸権利に関するシンポジウム」を開催。韓国 NCC からも出席者を招いて、三者の共通の課題として在日韓国・朝鮮人の人権問題として在留権、生活権、教育権の分野で討議されました。

1982 年１月 19～23 日、日本 NCC 在日外国人の人権委員会は、第５回日韓 NCC 教会協議会開催にあたり、韓国 NCC 代表 14 名を迎え、北九州、福岡、大村、広島、大阪、京都を巡回し、「在日韓国人の人権に関するシンポジウム」を実施しました。大村収容所、在日および在韓被爆者問題、民族教育問題（京都韓国学園建設問題）、生活権、居住権等が協議されました。また KCCJ より、韓国 NCC 内に「在日韓国人人権委員会」の設置要請が提出され、後日、韓国 NCC に「韓国 NCC 在日同胞人権分科委員会」が設置されました。

Ⅲ. 外登法抜本改正に向けた韓・日・在日教会の取り組み

1980 年５月に、KCCJ が主催した第２回人権セミナーの参加者から「自分の子どもには押させることは出来ないから今から教育させている」と指紋問題が提案されています。

９月になって東京で韓宗碩さんが指紋押捺拒否され、11 月に KCCJ の崔昌華牧師（社会局長）が続いて拒否されました。翌年には崔善恵さん（崔牧師次女）が 14 歳での初めての指紋拒否者になりました。1982 年末の全国の指紋拒否者 25 名中 10 名が KCCJ の関係者でした。KCCJ にとって、14 歳、16 歳の未成年の子どもたちの指紋拒否や、また拒否者が警察に告発され逮捕されるという事件を真剣に受けとめる中で取り組みが始まりました。

１．在日大韓基督教会の取り組み

1981 年 3～6 月、KCC が大阪・生野区で住民（日本人、在日韓国・朝鮮人）に「指紋アンケート調査」を実施。

1982 年 9 月に関東地方会が指紋押捺拒否者の支援を決議しています。

1983 年 10 月、第 37 回 KCCJ 総会において、外国人登録法にある指紋押捺制度・常時携帯制度・罰則制度の廃止を求めて積極的に運動することを決議しています。

1984 年２月に日本基督教団との間に「協約」が締結され、３ 項目の協約の中に「日本基督教団と KCCJ は特に在日韓国・朝鮮人の人権への取り組みについての協力を約する」とあり、同年６月には共同で外登法抜本改正の署名活動が展開され、翌年８月に８万筆の署名を法務省に提出しました。

1984 年 12 月に、KCCJ に指紋拒否実行委員会が設置され、社会局とともに外登法抜本改正運動を担うことになりました。この委員会設置により、日本外務省の制裁措置により韓国からの宣教師の招聘が不許可となりました。

1985 年 1 月に在日大韓基督教会指紋拒否東京決起大会、３月に在日韓国人キリスト者外登法改正要求西南決起大会と関西決起大会が開催されました。この時、指紋押捺拒否を予告した人が信徒数の約四分の一に当たる 1,070 名（KCCJ 信徒の約四分の一の人数）となりました。

２．日本のキリスト教界の組織的な取り組み

指紋拒否者が増えてくる中で、キリスト教界としての取り組みを幅広くするために 1984 年 11 月に「外登法問題と取り組む関西キリスト教連絡協議会」（関西外キ連）が結成されました。続いて 12 月に京滋外キ連が、1986 年 5 月に関東外キ連、1987 年７月に中部外キ連、８月に神奈川外キ連、９月に九州・山口外キ連、1989 年７月に北海道外キ連、1990 年 7 月に広島外キ連の結成へとひろがりました。

外キ連とは別に関西では 1985 年５月に「外登法問題と取り組む関西キリスト教代表者会議」（関西キリスト教代表者会議）が結成されました。この関西キリスト教代表者会議は京都、大阪、兵庫にある

主要なキリスト教会（カトリック教会、日本基督教団、日本聖公会、日本バプテスト連盟、日本バプテスト同盟、日本福音ルーテル教会、日本キリスト教会、日本自由メソヂスト教団、在日大韓基督教会）の司教・議長・主教・会長と大阪キリスト教連合会議長によって構成されています。

1985 年３月、日本 NCC 第 29 回総会において、総会名で「外国人登録法改正と指紋押捺拒否者支援」の決議が採択されました。

外登法問題のキリスト教界の全国組織化のために 1986 年９月に KCC において準備会が開催されました。準備会の参加者は、関東外キ連５名、中部１名、関西外キ連・代表者会議７名、京滋外キ連１名、九州から２名の計 16 名でした。全国組織の目的としては「指紋押捺拒否者が日常生活を脅かされている現状に直面している。これまで各地で取り組みを続けてきたキリスト教会の団体・グループ・個人が相互により強く連帯し、外登法の抜本的改正をめざして取り組むことが要請されている。そのために全国的な組織の結成が必要である」と確認されました。

組織名称は「外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会」（外キ協）とされました。組織体制は各地の外キ連と加盟教派・団体で組織され、４名の共同代表と事務局を置き、意思決定機関として全国協議会が置かれることとなりました。

この準備会の決定に基づき 1987 年１月 15 日に東京において外キ協結成大会が開催されました。

外キ協が外登法抜本改正において目標としたのは次の３点でした。

＜1＞ 外国人の人権を侵害し人格を無視する指紋押捺制度を撤廃すること。

＜2＞外国人登録証の常時携帯制度を廃止すること。

＜3＞過重な罰則制度を改めること。

３．韓国ＮＣＣの取り組み

1982 年、韓国 NCC に「在日同胞人権分科委員会」が設置されます。

1984 年７月、韓国 NCC は「指紋押捺制度撤廃」を求め、100 万人署名を開始します。

1985 年５月、韓国 NCC 在日同胞人権分科委員会と日本 NCC 外国人の人権委員会の合同協議会が東京で開催されます。主題は「人権と指紋押捺制度」です。

1985 年 11 月、関西キリスト教代表者会議が主催した「外登法問題関係者協議会」に韓国ＮＣＣから在日同胞人権分科委員長の朴世経弁護士が出席しました。

1992 年３月、「韓国在日同胞人権宣教協議会」が韓国 NCC との連携のもとに結成されます。韓国在日同胞人権宣教協議会の要請で同年８月より「苦難の現場訪問」が日本で開催されるようになりました。

Ⅳ．韓・日・在日教会の共同の取り組み

１．国際シンポジウムの開催

在日韓国・朝鮮人問題を共有し、問題解決に向けて連帯のための場として、シンポジウムが計画されました。1990 年に日本千刈セミナーハウスにて開催されて以来、日本と韓国で３年に２回開催されるようになり今日にいたっています。

右の＜表＞は、日・韓・在日教会国際シンポジウムの開催年と場所、そして主題です。

国際シンポジウムは、今回を含めて35年間で21回になります。

このシンポジウムの意義を明確にしている内容が、第５回（1996 年）の共同声明に示されていますので紹介したいと思います。

「この運動は、在日韓国・朝鮮人にとっては、日本社会の差別排外主義的構造の中で、民族主体性と自由、人権を回復するものであり、日本人にとっては自らの歴史的罪責を認識し、主体的に自らの差別抑圧構造の変革を促すものでありました。また、日本国内の運動にとどまらず、エキュメニカルな国際連帯運動の質を持ち得たことは特記すべきであります。そして、今後の運動を展望することで、第１は『歴史認識』の共有の問題を取り上げ、第２に移住労働者問題と外登法抜本改正運動との連関です」

この移住労働者問題と在日韓国・朝鮮人問題としての外登法抜本改正運動の連関により、日本と韓国の移住労働者問題が韓・日・在日教会の宣教課題として共有され、その解決にむけて連帯することとなります。

日・韓・在日教会国際シンポジウム一覧表

回	年	場　所	主　　題
1	1990	千刈セミナーハウス	在日韓国・朝鮮人の解放と日本の教会の役割
2	1991	韓国教会百周年記念館	宣教の課題としての在日韓国朝鮮人の人権
3	1993	日本カトリック会館	在日外国人と共に生き、共に生かしあう社会を！ 私たちは外国人登録法の抜本的改正を求める
4	1994	ソウル・漢江ホテル	戦後処理、戦後補償と在日韓国・朝鮮人の人権
5	1996	宝塚黙想の家	「戦後」51 年、日本ー在日ー韓国教会の共同課題
6	1997	韓国・釜山	解放後（日本敗戦後）半世紀の検証と未来への共同課題
7	1999	ラ・サール研修所	21 世紀アジアにおける日本ー在日ー韓国教会の共同課題
8	2000	韓国忠南・牙山	新ミレニアムを共に生きるアジアのキリスト教界
9	2002	北九州・筑豊	21 世紀東アジアの和解・平和・共生
10	2003	韓国・雪岳山	日本の歴史責任と東アジアの和解・平和・共生
11	2005	北海道・夕張	戦後ニ解放後 60 年、日韓国交から 40 年 ――21 世紀東アジアの和解と共生
12	2006	韓国・忠清北道	東アジアの「和解」と「共生」
13	2008	愛知・犬山	東アジアの和解と共生のビジョン ――日・韓・在日教会の共同課題
14	2009	韓国・全南 茶山修練院	東アジアの和解と共生 ――「韓国併合」から 99 年：韓・日・在日教会の共同課題
15	2011	在日本韓国 YMCA	東日本大震災と外国人ー日・韓・在日教会の宣教課題
16	2012	韓国アカデミーハウス	韓日移住民の現況と課題
17	2014	広島•国際青年会館/バプ連広島教会	未来への責任：東アジアの和解と平和 ――日本・在日・韓国教会の共同課題をヒロシマから考える
18	2018	韓国・ソウル	日韓教会の移住民宣教 現状と展望、そして課題
19	2021	オンライン	歴史と向き合う移民社会と東北アジアの和解と平和 ――COVID19 危機下の日・韓・在日の宣教課題を考える
20	2024	韓国・大田	不平等と差別を超えて ――東アジアの和解と平和を求める日・韓・在日教会の宣教課題
21	2025	韓国・ソウル	東アジアの平和と移住民の人権 ――移住民の嫌悪に立ち向かう教会の生命・平和活動

2．「在日同胞苦難の現場訪問」プログラム

1992 年、外キ協のパートナーとして、韓国 NCC との連携で、「韓国教会在日同胞人権宣教協議会」（会長：李正一牧師）が結成され、在日の問題を韓国教会に広く知ってもらうためのプログラムとして「在日同胞苦難の現場訪問」プログラムが実施されました。

◇第１回：1992 年８月 24～29 日、参加者 20 名。北九州、広島、兵庫、大阪、京都、東京の現場訪問と各外キ連との交流を図る。

◇第２回：1993 年４月 19～24 日、参加者 11 名。北海道―東京の現場訪問。

◇第３回：1994 年９月５～10 日、参加者９名。中部地方（愛知県等）の現場訪問。

◇第４回：1995 年８月 28 日～９月１日、福岡、山口、広島、兵庫、大阪の現場訪問。

◇第５回：2000 年８月 28～31 日、参加者 10 名。宮城県、岩手県の強制連行・労働現場訪問。

◇第６回：2004 年、参加者４名。「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑」等、関係墓地を訪問。関東外キ連、神奈川外キ連と交流。

◇第７回：2007 年８月 28～29 日、参加者 12 名。東京、神奈川の現場訪問。

3．「キリスト者青年現場訪問」プログラム

◇「多文化・多民族共生キリスト者青年現場訪問」第１回：2008 年７月 30 日～８月７日、日本・在日教会青年参加者６名。筑豊（日本）、釜山、光州、安山、ソウルの現場を訪問し、韓国教会青年と交流。

◇第２回：2009 年、参加者 10 名。

◇第３回：2010 年、参加者９名。

◇第４回：2012 年、参加者７名。

◇第５回：2013 年、参加者８名。

のべ 40 名が参加。

4．共同出版事業

日本では、在日韓国・朝鮮人問題を教会で学び、またキリスト教学校において人権教育のテキストとして用いられることを目的に編集されました。

◇1994 年に日•韓•在日教会共同ブックレット『歴史をひらくとき――共に生き、共に生かし合う社

会を』を発行。
◇2008 年に『歴史をひらくとき――共に生きる世界・2008』を発行。

また韓国では、韓国教会在日同胞人権宣教協議会を中心に、在日韓国・朝鮮人問題への関心と認識を持ってもらうことを目的に編集。
◇1995 年『ひとさし指の自由のために』を発行。
◇2009 年『共に生きる未来を開くために』を発行。

５．その他の連帯活動

①2002 年 10 月、緊急アピール文発表：日朝首脳会談「日本人拉致」問題発表後、朝鮮学校に通う子どもたちへの暴行、脅迫が急増にたいして抗議文を発表。
②2024 年５月、第 20 回シンポジウムで「日東電工 K.K」（本社：大阪）の子会社「韓国オプティカル社」による不当解雇された非正規労働者の支援連帯活動の実施（日本 NCC-URM が担当）。

Ⅴ．おわりに――未来への課題

１．キリスト教界とマイノリティ問題

KCCJ の宣教において、在日韓国・朝鮮人への関心は新しい問題ではありませんでした。伝道の初めから、日本社会の底辺に位置付けられ、差別・偏見のもとに置かれていた同胞への取り組みはありました。しかし、KCCJ の主な目的は、その人々をキリスト教に入信させることでありました。それは、社会における安息地に、ほんのわずかな人々だけを引き上げることに過ぎず、民族的な被抑圧者の共同体を総体として正義に至らしめることにはなり得ないことに気づかされ、1967 年 KCCJ は「神の宣教」（ミッシオ・デイ）の実践として、宣教目標の標語を「キリストに従ってこの世へ」として、宣教方針を転換させ、在日韓国・朝鮮人の差別からの解放に参与するようになりました。

プロテスタントの宣教の歴史において、WCC（世界教会協議会）がマイノリティ問題への取り組みを決定したのは、1968 年のスウェーデン・ウプサラ総会からです。その具体的な取り組みのために組織されたのが PCR（Program to Combat Racism、人種差別主義と闘う委員会）です。

アジアにおいては、1973 年にインド・バンガローでアジアキリスト教協議会・都市産業委員会（CCA・UIM）主催で開催されたピープルズ・フォーラム（CCA・UIM）が起点となりました。

2000 年のキリスト教会の歴史において、マイノリティへの取り組みはこのようにはじまったばかりだと言えます。

韓・日・在日教会が在日韓国・朝鮮人問題と移住民問題を宣教の課題として取り組み、積み上げられてきた過程の中に、今も、課題が山積していることは言うまでもありませんが、「和解」と「共生」と「平和」の果実の一端を見ることができました。今後アジア、世界のキリスト教会の大切な宣教の取り組みのモデルとなることでしょう。

２．「共生社会」を計るバロメーター

韓・日・在日教会の共同の取り組みの中で、ビジョンとして掲げられてきた中に「共生社会」があります。日本、韓国にとどまらず、世界において「共生社会」が問われる時、「共生社会」を計るバロメーターの一つは「外国人の人権」がどれほど保障されているかにあると思います。

今後、このプラットホームをベースに連帯の広がりが期待されます。

３．神の祝福としての課題への取り組み

1965 年日韓会談において在日韓国人の法的地位委員会の日本側代表補佐を務めた法務省入管局高官の池上努氏は、著書『法的地位 200 の質問』において「日本政府を拘束するのは特定国間の条約だけであり、国際法上の原則から言うと外国人の処遇は『煮て食おうと、焼いて食おうと自由』」と記しています。現在も日本政府の外国人政策の底流にこのような価値観が残っているように感じます。

一方、聖書は「寄留者があなたの土地に住んでいるなら、彼らを虐げてはならない。あなたのもとに寄留する者をあなたたちの土地に生まれた者同様に扱い、自分自身のように愛しなさい」（レビ記 19：33～34ｂ）と「共生社会」の在り方に示唆を与えてくれます。

この両者の価値観には大きなギャップがあります。私たちキリスト者は後者の立場に立ち、このギャップを縮め埋めることに使命を感じます。このような課題が与えられていることは神の祝福であると思います。いつの日かレビ記に記されたように「共に生き、共に生かしあう社会」が成就することを待ち望みながら、これからも歩みを共にしたいと思います。

●第 21 回＜移住民＞国際シンポジウム発題（2025 年 6 月 10 日）●

「難民いのち基金」がめざす日本社会と教会

●森　小百合（外キ協「難民いのち基金」運営チーム）

1. はじめに

私は、当時所属していた「日本 YMCA 同盟」から派遣されて、2019 年から「NCC 在日外国人の人権委員会」に参加するようになり、その翌年より「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」（外キ協）の事務局に加わり、また 2022 年からはパートタイムとして働いています。

難民・移民をはじめとする、日本に生きる外国人住民のいのちと人権に関する運動／活動に関わりはじめて、まだ5～6年しか経っていませんが、今回は、外キ協や難民いのち基金に関わる中で、見聞きしたことや学んだこと、そして難民いのち基金の取り組みなどについて、お話したいと思います。

2. 日本での難民申請・認定の現実、世界との比較

まずは、日本における難民・移民の人たちが置かれている状況について確認しておきましょう。下のグラフは、日本の難民申請者と認定者数の推移を表したものです。

日本の難民申請者数は近年増加し続けており、特に 2017 年のピーク時には 19,629 人となり、約２万人もの人たちが申請しています。その後、特に新型コロナウイルスの感染拡大の影響などを受けて減少しましたが、2023 年以降はまた１万人ほど増えて、最新の情報（2024 年）では 12,373 人もの人が難民申請をしています。

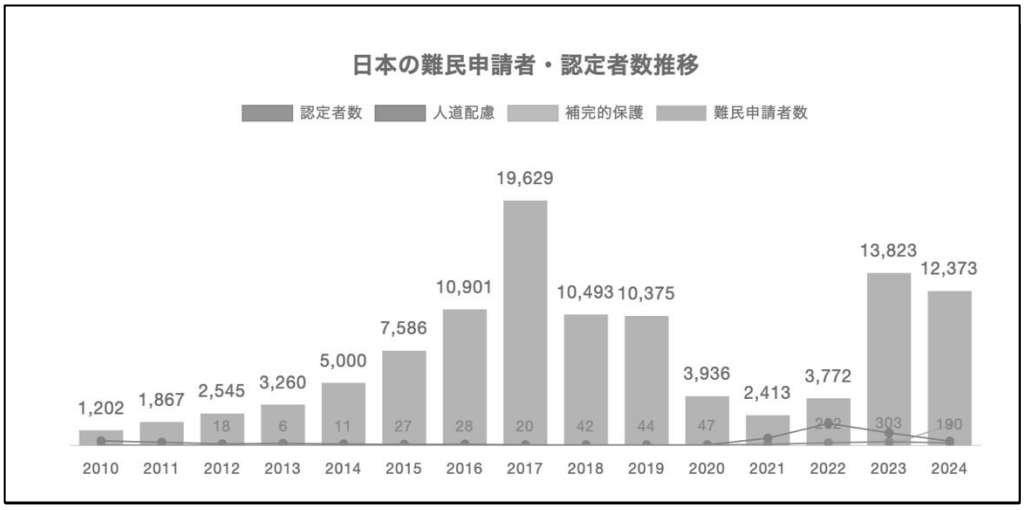

（出典：難民支援協会 HP https://www.refugee.or.jp/refugee/#section03、2025 年 5 月 8 日）

難民申請者数は増加する一方で、難民認定を受けられた人の数は、それほど増加していません。2010 年と 2024 年を比較すると、難民申請者数は約 10 倍に増えていますが、認定者数は約5倍つまり半分程度です。申請者数が約2万人もいた 2017 年は、たった 20 人しか認定されていません。直近では、2024 年には 12,373 人が難民申請をし、190 人が認定され、8,269 人が不認定とされています。

申請者は増え続けているのに、認定される人はさほど増えないということは、難民申請しても不認定となり必要な在留資格が得られないまま生きざるを得ない人たち（不認定者数）が増えているということです。

次に、世界各国の難民認定の状況を比較した〈表〉（次ページ）を見てみましょう。こちらは、世界各国の難民認定の規模を、2019 年の認定数、申請数、処理数、認定率という４つの指標で比較したものです。ここでの申請数には、新規申請のほかに再審査

請求などその他の形態も含んでいます。また、認定率は 2019 年の認定数を処理数（認定・不認定など、何らかの判断が下された件数）で割って算出されています。

一番認定数が多いのはドイツの 53,973 人、認定率が高いのはカナダの 51.18%です。日本は他国に比べて、認定数も認定率も非常に低いです。日本もそして韓国もまた、認定率が１％を切っています。

国	2019年認定数	2019年申請数	2019年処理数	2019年認定率
アメリカ	44,614人	315,899人	196,277人	22.73%
イギリス	16,516人	54,072人	41,497人	39.80%
ドイツ	53,973人	165,857人	336,380人	16.05%
フランス	30,051人	191,816人	164,596人	18.26%
カナダ	27,168人	70,129人	53,081人	51.18%
オーストラリア	5,022人	42,232人	29,109人	17.25%
韓国	30人	15,433人	9,625人	0.31%
日本	44人	15,505人	15,422人	0.29%

（出典：国際協力 NGO ワールド・ビジョン・ジャパン HP
https://www.worldvision.jp/children/report/20250326-784/index.html、2025 年５月９日）

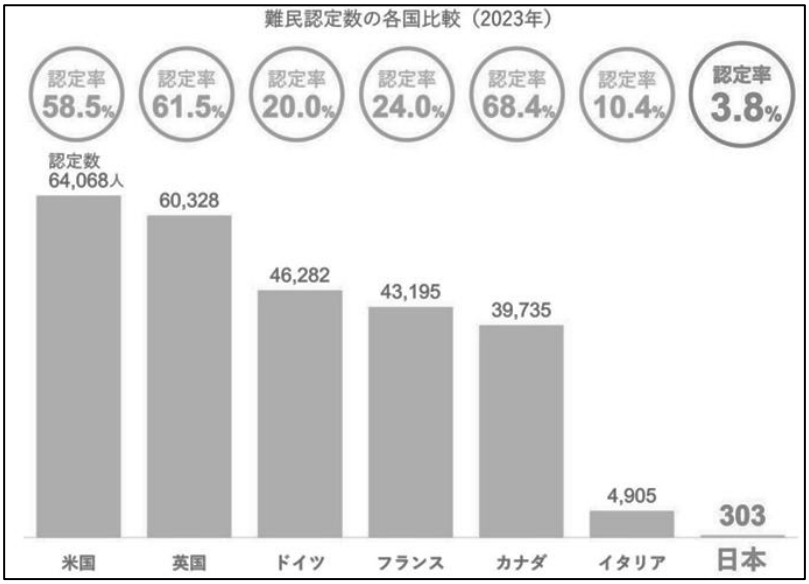

（出典：難民支援協会 HP、https://www.refugee.or.jp/refugee/japan_recog/#4、2025 年５月９日）

難民支援協会による 2023 年のデータでは、日本の認定率は 3.8%となっています。しかし、他国ではさらに認定率が上がっているため（カナダ 68.4%、イギリス 61.5%、アメリカ 58.5%、フランス 24.0%など）、結局いまだに日本は、世界的に見ると難民認定率が極めて低い状態であることに変わりがありません。

日本の難民認定率がこれほどに低い理由についてはさまざまな意見がありますが、その大きな理由の一つは、日本の難民認定の制度的問題であり、それらは日本が難民をより積極的に受け入れるという政治的意思が十分にないことや、難民を「保護する（助ける）」より「管理する（取り締まる）」という視点が強いという「大きな“土台”によって支えられているから」であると指摘されています（難民支援協会 HP「日本の難民認定はなぜ少ないか？―制度面の課題から」）。

難民認定が不認定となった外国人は、適切な在留資格がなく入管に収容されるか、仮放免となって入管を出られたとしても、就労もできず、収入がないために、知人や支援者からの支援を受けたり、シェルターなどに暮らすほかありません。その生活がいかに過酷なものであるかについては、のちほど「難民いのち基金」のところで詳しくお話しします。

3. 入管収容制度の問題点、実際の事例

日本の難民認定制度には多くの課題があり、それらは国連の国際人権機関からも何度も改善を求められるほどであるにも関わらず、日本政府は「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管難民法）をさらに改悪しようとしました。この入管難民法改悪は、2021 年に多くの市民からの反対を受けて、一度は廃案に追い込まれました。その後押しにもなったのが、名古屋入管で亡くなったウィシュマ・サンダマリさん（スリランカ国籍・当時 33 歳）の事件です。

ウィシュマさんは、2020 年８月から名古屋入管に収容され、2021 年１月頃から体調が悪化し、体調不良を訴え続けていたにも関わらず、適切な治療を施されないまま 2021 年３月６日に亡くなってしまいました。ウィシュマさんの死後、遺族が来日し入管に対する調査が行なわれる中で、ウィシュマさんへの非人道的な対応が明らかになり、遺族による告訴や、全国各地で入管収容者の処遇改善などを求めるデモが多数行なわれました。

また、茨城県牛久市にある東日本入国管理センター（牛久入管）においても、トルコ国籍でクルド人のデニズさんが、2019 年１月に複数の入管職員から暴行を受け、国に損害賠償を求めて告訴した事件もあります。この裁判では、東京地裁が入管職員の制圧行為の一部が「合理的に必要な限度を超え、違法だった」と認めて、国に 22 万円の支払いを命じました。

ウィシュマさんやデニズさん以外にも、入管収容所における死亡や暴行事件はたびたび報告されています（東京弁護士会『LIBRA』2022 年４月号特集より）。

4. 入管難民法改悪への抗議としての「教会共同声明」

このように、日本の入管収容制度にも多くの課題があることが認識されつつある中で、日本政府は 2021 年国会で廃案となった入管難民法改悪案を、ほとんどその内容を変えることなく 2023 年に再度国会へ提出しました。そして同年６月９日には、可決・成立させてしまいました。

この入管難民法改悪に抗議して、外キ協は「入管難民法の改悪に抗議し、難民・移民と共に生きる教会共同声明」を作成し、126 の教会・修道会・教会関係委員会などから賛同と連帯のメッセージが届けられました。

教会共同声明の最後には、以下の３点が「共同の意思」としてかかげられています。

1．私たちは政府に対して、「改悪」入管難民法の実施に断固として反対していく。

2．私たちは国会に対して、国際人権諸条約に基づく難民保護法の制定と、包括的な外国人／難民・移民マイノリティ人権基本法の制定を求めていく。

3．すでに「移民社会」となった日本の諸教会では、いま多くの外国籍の教職者・信徒を迎えている。 私たちは教会において、とりわけ難民申請者や無登録外国人、その一人一人の命と生活を支える市民社会の働きに連帯し、具体的な取り組みを始めていくことを表明する。

この教会共同声明で示した「共同の意思」を体現するものとして、私たち外キ協は同年８月から「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」（緊急基金）を開始しました。

１年間で 1,000 万円を目標として献金を呼びかけ、それらを仮放免中・難民申請中・在留資格のない人たちのいのちを支えるために１人３万円の支援金として届けることにしました。

実施にあたっては、「本当に 1,000 万円も献金が集まるのか」「一人 3 万円だけでは根本的な解決にはならないのではないか」「誰がその運用を担うのか」など、さまざまな意見がありました。

けれども、日本に生きる難民・移民の人たちに「あなたのことを決してわすれていない」という市民社会からのメッセージを伝えたい、わずかでも現状を良い方向に向かわせたい、日本社会を少しでも「難民・移民と共に生きる社会」へと変えていきたいという思いに賛同して、５つの教派と外キ協事務局から９人が基金運営チームとして集まり、この緊急基金を運営していくことになりました。

教会共同声明に賛同した教会等をはじめ、全国の教会・修道会・キリスト教学校・教会関係委員会、そしてキリスト者に献金を呼びかけました。

また、毎月９日（ここのか）にオンラインで開催した「ここのか祈祷会」では、各地で思いを共にする献金者や賛同者たちとオンライン上でつながり、緊急基金の活動報告や難民・移民たちの置かれている状況や声を分かち合いました。

また、ニュースレター発行を通して、難民・移民たちの過酷な現実をより多くの人たちに伝えようと

しました。

さらに、１杯の麺（ラーメンなど麺類）を「アーメン」と唱えて食するたびに、難民・移民のなかまたちを思い出し、ワンコイン（五百円玉１枚）を献金しようと呼びかけた「アーメンアクション」など、賛同・献金者が自らも楽しみながら参加できるユニークな支援アクションにも取り組みました。

これらの取り組みの結果、2023 年８月～2024 年８月までの １ 年間に集まった献金の総額は、10,070,903 円となり、それに助成金 50 万円を加えて基金として、難民申請者・仮放免者ら 313 人に対して一人３万円の支援金（総額 939 万円）を届けることができました。

献金を送ってくれたのは、延べ 153 の教会・修道会・団体と、延べ 267 人の個人におよびました。その中には、外キ協運動に連なる人たちはもちろん、これまで外キ協とのつながりがなく、献金やオンライン祈祷会や集会を通して今回初めて関わってくれた人たちが多くいました。

そして、基金を通じたこの全国的つながりは、外キ協運動にさらなる広がりをもたらしてくれたとも言えます。

5. 支援申請書に見る 難民申請者・仮放免者らの苦境

緊急基金に支援申請があった 313 人は、国籍別で見ると 43 の国や地域にルーツを持ち来日した人たちで、そのうち三分の一（98 人）が 0～19 歳の子どもたちでした。また、半数以上が家族で暮らしている一方、友人や支援者の家に仮住まいしている人や単身高齢で暮らしている人たちもいます。またほとんどの人が「難民申請中」か「異議申し立て中」や「訴訟中」であり、中には複数回の難民申請をしながら何年も認定を待っている人がいるなど、難民申請手続きの長期化の問題も垣間見えます。

さらに、三分の二（226 人）が、在留資格のない状態です。

●国籍別

国籍別	人	国籍別	人	国籍別	人	国籍別	人
アゼルバイジャン	1	カメルーン	13	チュニジア	3	ブルンジ	2
アフガニスタン	5	韓国	1	チリ	1	ベトナム	2
アメリカ	1	ギニア共和国	4	トルコ	88	ペルー	6
イラク	1	キューバ	1	ナイジェリア	25	マリ	1
イラン	19	クルド	19	日本	2	南アフリカ	1
インド	1	コンゴ民主共和国	34	ネパール	3	ミャンマー	3
インドネシア	3	スリランカ	9	パキスタン	3	無国籍	8
ウガンダ	6	セネガル共和国	2	バングラデシュ	4	リベリア	6
エチオピア	1	タイ	1	フィリピン	11	ロシア	1
ガーナ	9	台湾	1	ブラジル	4	ロヒンギャ	1
ガボン	1	中国	3	ブルキナファソ	2		

●年齢別

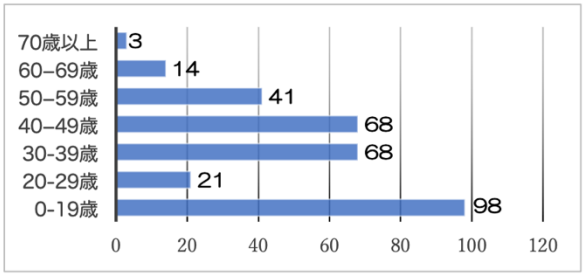

●難民申請について

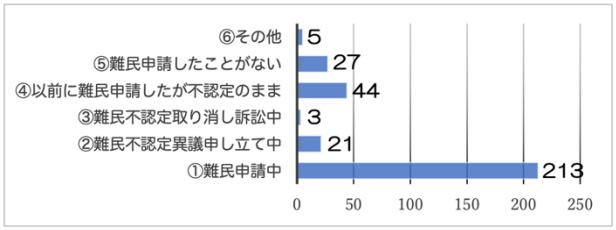

●在留資格について

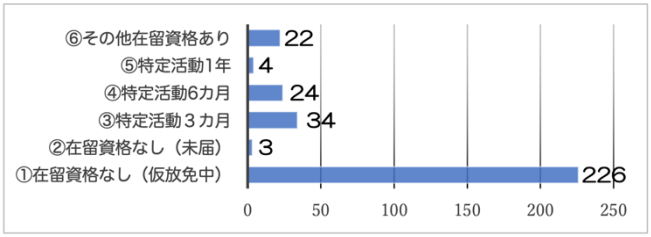

不安定な状況下で、衣食住など生活者としての最低限の権利や、医療・教育・労働の権利が長く保障されないままであることが、いかに厳しい生活であるか。私たちは、どれほどその生活を想像することができるでしょうか。

緊急基金に送られてきた支援申請書の中から、難民申請者や仮放免者たちの深刻な生活苦の様子を知ることができます。

◆一家４人で渡日し難民申請をしたが、不認定のまま 10 年ほど仮放免の状態に置かれている。生活費がひっ迫し、学費も工面することが苦しく、娘は高校卒業後の進路に大変悩んでいる。医療費も払うことができず、持病のアレルギーや低血圧の受診もできていない状況。（中東出身の 4 人家族）

◆子どもは生後間もなく仮放免者となり、現在高校１年生。父も仮放免者であるため、経済的に家庭を支えることがとても難しい。母は今年送還されたため、高校の弁当は自分で用意しているが、食費に回せるお金があまりないため、弁当の量が十分確保できていない。（アフリカ出身の父子）

◆難民申請中。在留資格はあるが、肝硬変で働くことができず、入退院を繰り返しており、複数の病院に多額の負債を抱えている。国民健康保険には加入できているものの、就労できないことから、保険料、診察費、薬代を支払うことができない。現在、教会の友人宅に身を寄せているものの、部屋代を納めることができず、友人の支援も限界に達している。（50 代、アジア出身）

6. 難民いのち基金の3年プロジェクト開始

緊急基金を一旦の区切りとした後、基金運営チームは 2024 年 10 月より、新たに３年プロジェクトとして「難民・移民なかまのいのち協働基金」（難民いのち基金）を始めることにしました。その１年目（24 年 10 月～25 年 9 月）の取り組みは、難民申請者・仮放免者・未登録外国人の子どもたちを対象とした、育児支援金および就学支援金としての「子ども支援」を柱にしました。それは、厳しい生活環境の中で、子どもの教育や医療などのために苦慮する親・養育者・支援者たちの声を多く聞いたからでした。

集まった献金をもとにして、各支援者・団体を通じて申請の募集を呼びかけました。現時点までに、合計 84 人の子どもたちへ支援金を届けることができました。

進学や就学を控えた子どもたちや、家族に高額医療を必要とする家庭の子どもなど、収入のない状況下で日々の生活費にも頭を悩ます中、子どものために使えるお金がどれほど必要とされているのか。申請書フォームに書かれている家族の深刻な状況から、その切実な様子が伝わってきます。

◆７歳と８歳の子どもと母の３人暮らし。夫からの精神的 DV を受けてうつ病が悪化した母が、子どもたちを連れて親族宅へ避難したところ、定住者の在留資格の更新を否定されてしまいました。児童手当や児童扶養手当なども受けられず、生活苦と退去強制への恐怖から、母のうつ病はさらに悪化。小学１年生と２年生の子どもたちが、涙が止まらない母を慰める日々です。（在留特別許可申請中・南米出身）

◆仮放免中の母と子どもで、シェルターで暮らしています。母は持病のため高額治療を必要としていますが、収入がなく食料品や日用品などの日々の暮らしに必要なお金にも困っています。保育園も利用できず、母親は出かけたり同胞と交流したりする余裕もないので、孤独感が強いです。（２歳・難民申請中・無国籍）

◆中学３年生で高校進学予定です。父が本国で反政府勢力とみなされ殺害されたため、2023 年に母と２人で来日しました。難民申請中ですがいまだ認定がされず、母は就労不可のため支援者からのサポートでなんとか暮らしています。高校入学のために、入学金やその他で 26 万円も必要ですが、カンパなどだけでは厳しい状況です。（15 歳・難民申請中・中近東出身）

7. 難民いのち基金がめざす 日本社会と日本の教会

こうした声を聞くと、難民いのち基金ができることは、その人の生活をほんの一瞬だけ支えるようなものなのだと思い知らされます。外国人住民が安心して暮らせるような社会制度がない限り、根本的な問題解決や、彼女／彼らの安心で安定した生活を保障できるわけではありません。それはまるで、森の大火事に一滴ずつ水を運ぶ「ハチドリの雫」のような働きです。やってもやってもキリがない、途方もない気分になってしまいます。

難民いのち基金では、オンライン講座や集会の中で、難民・移民と伴走し支える支援者や支援団体から、現場の活動報告や支援のノウハウについて学ん

でいます。支援者たちは、生活や教育や医療など終わりのない支援を前に、常に資金が足りず、人も足りず、ギリギリの中で活動を続けています。私たちの基金と難民•移民の人たちをつないでくれたのも、この支援者や支援団体なのですが、その現場の状況を聞くと、本当に大変な苦労をされているのだとわかります。もう支援団体だけでは、支えきれないのだと聞いたこともあります。

こうした声を聞くたびに、私たちは、日本社会は、日本の教会は、一体何をしているのだろうかと思ってしまいます。「献金しかできない。祈ることしかできない。」私もつい、こうした言葉を言い訳のように口にしてしまうことがありますが、本当にそうでしょうか。実は、難民・移民と共に生きる社会を実現するということは、もっと身近な、もっと気軽にできるのではないかと思います。

去年の夏頃に、たまたま私が暮らす地域の市民活動（子ども食堂、居場所支援など、地域の市民が自主的に始めた活動）で、ある外国ルーツの家族と出会いました。小さな子どもを抱えて来日した彼女は、外国人支援のシェルターに一時生活をしていましたが、とてもポジティブな人で私たちの地域活動にもよく参加するようになり、次第に仲良く友達として付き合うようになりました。同様に、他の地域の人たちとも交流を重ねていき、子どもの保育園や転居先を考える時も「この友達ができたこの地域で私は生きたい」と言って、友人たちの知恵と手を借りて、お金や言葉の壁や在留資格の制限など、山積みの課題をゆっくり一つずつ解決していきました。「I don't want you to help me. I just want to be friends like everyone else. Are you understand Sayuri-san?」と、彼女はよくこう言います。私もまた、助けるとか支援するというよりは、ご近所さん同士、お困りごとがあるときは助け合うという感覚になりました。困ったことがあれば相談し、一緒に悩み、知恵を出し合い、話し合って、できることをできる範囲で助け合う「お互いさま」という気持ちです。

そういうとき、難民・移民の人たちは、いま日本で暮らす中で困りごとがあるというだけで、本来は自分たちで課題を解決していくための、さまざまなチカラや知恵がある人たちなのだと気づかされます。そして、その彼女たちのチカラを発揮できないように阻んでいるのは、私たち日本社会の法律や制度であり、さらには、私たちの無関心さや「自分にはなにもできない」という諦めがそれを支えてしまっているのだと思います。つまり、「外国人のいのちと人権の問題」とは、「日本社会や日本人の問題」であり、私たちこそがその当事者なのだということです。

ある教会では、礼拝に来るようになった外国ルーツの夫婦との出会いを通して、仮放免許可のために牧師が身元保証人になったり、教会内外で支援の会ができたり、生活や手続きの際のサポートを担い合うようになりました。

私もいま、前述の友人の妊娠・出産のために、日本語が話せない状態で、妊婦健診や出産が可能な病院を探したり、さまざまな行政手続きや助成金の申請を前に、一緒に頭を悩ませています。日本で出産する場合、妊婦健診や自然分娩は保険適用外で 40 万～80 万円ほどかかります。出産育児一時金を申請すれば、上限 50 万円の助成金がもらえますが、それでもかなりの金額を自己負担で支払う必要があり、妊娠によって体調不良や出産のために働けない期間があり収入が減る中、どうやって費用を捻出するかが問題です。

問題は山積みですが、大事なことは、あきらめずに共に生きることだと思います。そのためのヒントやきっかけは、実はすぐそばにあるのかもしれません。一人ひとりとの出会いから、いま私ができることはなにか問いかけながら、歩き続けることです。教会でも個人でも、こうした取り組みはすでに始まっているのです。私たちはキリスト者として、教会として、私たちができることを考え見つける。そして、祈りながら行動することこそが、私たちがめざす生き方なのではないかと思っています。

排外主義の煽動に反対するNGO緊急共同声明

2025年7月8日

私たちは、外国人、難民、民族的マイノリティ等の人権問題に取り組むNGOです。

日本社会に外国人、外国ルーツの人々を敵視する排外主義が急速に拡大しています。NHK等が先月に実施した調査では、「日本社会では外国人が必要以上に優遇されている」という質問に「強くそう思う」か「どちらかといえばそう思う」と答えた人は64.0%にものぼります＊1。

外国人、外国ルーツの人々へのヘイトスピーチ、ヘイトクライムが止まりません。例えば2023年夏以降、埼玉県南部に居住するクルド人へのヘイトデモ、街宣が毎月のように行われ、インターネット上は連日大量のヘイトスピーチであふれる深刻な状況となっています。

６月の都議会選挙では、選挙運動として「日本人ファースト」等のヘイトスピーチが行われました。また、外国ルーツの候補者たちが「売国奴」などのヘイトスピーチによって攻撃されました。

来る参議院選挙でも「違法外国人ゼロ」「外国人優遇策の見直し」が掲げられるなど、各党が排外主義煽動を競い合っている状況です。政府も「ルールを守らない外国人により国民の安全安心が脅かされている社会情勢」として「不法滞在者ゼロ」政策を打ち出しています。

しかし、「外国人が優遇されている」というのは全く根拠のないデマです。日本には外国人に人権を保障する基本法すらなく、選挙権もなく、公務員になること、生活保護を受けること等も法的権利としては認められていません。医療、年金、国民健康保険、奨学金制度などで外国人が優遇されているという主張も事実ではありません。

「違法外国人」との用語は、「違法」と「外国人」を直結させ、外国人が「違法」との偏見を煽るものです。「不法滞在者」との用語も、1975年の国連総会決議は、全公文書において「非正規」等と表現するよう要請しています＊2。難民など様々事情があって書類がない人たちをひとくくりで「違法」「不法」として、「ゼロ」すなわち問答無用で排斥する政策は排外主義そのものです。

本来、政府、国会などの公的機関は、人種差別撤廃条約にもとづき、ヘイトスピーチをはじめとする人種差別を禁止し終了させ、様々なルーツの人々が共生する政策を行う義務があります。社会に外国人、外国ルーツの人々への偏見が拡大している場合には、先頭に立って差別デマを打ち消し、闘うべきなのに、偏見を煽る側に立つことは到底許されません。法務省もヘイトスピーチ解消法に則り、選挙運動にかこつけて行われるヘイトスピーチは許されないとの通知を出しています＊3。

ヘイトスピーチ、とりわけ排外主義の煽動は、外国人・外国ルーツの人々を苦しめ、異なる国籍・民族間の対立を煽り、共生社会を破壊し、さらには戦争への地ならしとなる極めて危険なものです。

私たちは、選挙にあたり、各政党・候補者に対し排外主義キャンペーンを止め、排外主義を批判すること、政府・自治体に対し選挙運動におけるヘイトスピーチが許されないことを徹底して広報することを強く求めます。また、有権者の方々には、外国人への偏見の煽動に乗せられることなく、国籍、民族に関わらず、誰もが人間としての尊厳が尊重され、差別されず、平和に生きる共生社会をつくるよう共に声をあげ、また、一票を投じられるよう訴えます。

＊1　NHKウェブニュース「『外国人優遇』『こども家庭庁解体』広がる情報を検証すると…」（2025年6月28日）。

＊2　移住者と連帯する全国ネットワークHP「在留資格のない移民・難民を不法と呼ばず非正規や無登録と呼ぼう!」参照。

＊3　法務省「事務連絡」（2019年3月12日）：選挙運動，政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について。

＜呼びかけ団体＞

移住者と連帯する全国ネットワーク／外国人人権法連絡会／外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会／人種差別撤廃ＮＧＯネットワーク／全国難民弁護団連絡会議／つくろい東京ファンド／反貧困ネットワーク／フォーラム平和・人権・環境

◆東京都議選、そして参議院選挙のなかで外国人排斥を公然と叫ぶ政党、これまでは外国人政策が国政選挙や地方選挙において無視されてきたが、突然、それが争点の一つとされ、しかも徹底した管理と排除が叫ばれる――そういう危機的な状況に対して、人権 NGO が急きょ集まって共同声明を出すことになった。

◆7 月 8 日、外キ協をはじめ呼びかけ 9 団体は衆議院第二議員会館で記者会見を開き、それぞれの現場から発言した。以下は、外キ協として佐藤信行が話した内容である。

日本の教会では、この 30 年間、在日コリアンの他に多くの外国籍信徒と外国人宣教師を迎えて、少しずつ多国籍・多文化・多言語の信仰共同体となりつつあります。したがって、外国人の人権問題は、どの教会にとっても宣教課題となっています。

先月（6 月）、私たちは韓国ソウルで「移住民国際シンポジウム」を開催しました。そこに参加した韓国の牧師・信徒 24 人のなかで、発題した牧師二人とも、こう言うのです。

「1970 年代から、韓国のキリスト教は韓国社会の民主主義と人権のために共に闘い、あらゆる民主・人権勢力の支えとなってきた。しかし現在、韓国のキリスト教はイエス・キリストの愛を社会で実践し、具現化する宗教としてではなく、韓国社会で起きているヘイトと差別の代名詞として落ちぶれてしまっている。女性、性的少数者、難民、移住者に対するヘイトの現場には、決まって『キリスト教』の名を掲げたプラカードや人びとが溢れかえっている」

こう語った牧師は 1980 年代には韓国の民主化運動に参加し、90 年代以降は移住労働者の人権獲得闘争に邁進してきました。その闘いに、私たち日本の教会はいつも励まされてきました。その牧師が、発題の最後に、次のように結論づけるのです。

「極右の核心的言説は、国家主義に基づくヘイトである。……極右キリスト教におけるヘイトと暴力は、単なる個人的な逸脱ではなく、特定の神学的構造と政治的な戦略が結合した結果である」「国家主義を掲げる極右キリスト教との断固とした決別が必要であり、それらはキリスト教ではないと明確に批判し、宣言しなければならない」

このような教会の亀裂と分裂は、韓国だけではなく、米国や EU 諸国にも及んでいます。そして日本のキリスト教界においても、これから数年の間に同様の危機に直面することになるでしょう。

しかし私たちは、いつの間にか内面化されてしまった国家主義的思考から脱却し、韓国の仲間たちと同様に、各地域で、各宣教現場で「日本人も外国人も共に生き、共に生かし合う」社会と教会をめざしていきます。

最後に、もう一つ訴えたい。

先週、東日本大震災から 14 年になる福島県で、福島市、二本松市、郡山市、いわき市、会津若松市にある「子ども日本語教室」が集まって一泊二日の合同キャンプをおこないました。参加した子どもは小学生から高校生まで 25 人。いずれも日本に来て間もない子どもたちです。子どもたちの国籍は、中国、フィリピン、ミャンマー、タイ、カンボジア、ベトナム、ネパール、エジプト、スイス、ロシアの 10 カ国に及びました。全国で在留外国人の数が 380 万人となるなかで、福島県の外国人数は 2 万人という外国人散在地域です。それでも、さまざまな国籍の子どもたちが確実に増えているのです。

子どもたちは日本の学校に通いながら、放課後あるいは土曜・日曜日に「子ども日本語教室」にやってきます。そこは、日本語を学ぶだけではなく、子どもたちの居場所ともなっているからです。そして年に 1 回の合同キャンプでは、大学生のピアサポーターたちが子どもたち一人一人の悩みや思いを聞きます。普段、学校では孤立しがちな子どもたちは、多くの仲間と出会い、励まされます。

子どもたちは悪戦苦闘しながらして自分のアイデンティティを獲得し、そして学習言語としての日本語を必死に獲得し、高校入学、大学入学を目指します。

しかし日本の現実は、このような子どもたちに対して、「君たちが頑張って公立学校の教員になれても、教頭や校長にはなれませんよ。君たちが 18 歳になって日本社会や地域社会を良くしようと思っても、選挙権は認められませんよ」と公言しているのです。

さらに日本社会は、マジョリティである私たち日本人の大人たちは、このような子どもたちに向かって、「この国は日本人ファーストなのだ、君たちは招かざるお客さんなのだ」とでも、言うのでしょうか？

一昨日、キャンプを終えて帰路についた子どもたち 25 人一人一人のあふれるばかりの笑顔を思い浮かべながら、こう言いたい。外国籍の子どもたちは全国で約 41 万人、外国ルーツの日本国籍の子どもたちも数十万人にもなります。この子どもたち一人一人の夢を、私たち大人は奪ってはいけない。

◆7 月 18 日、私たちの呼びかけに応えて賛同してくれた団体は 1143 団体となり、その共同声明は各政党と政府あてに送付した。しかし 20 日の選挙結果は、私たちの希望を打ち砕くものとなった。

◆教会として、キリスト者として、私たちの共同の取り組みを今後も続けていきたい。